

広情個審第68号

令和4年3月28日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

保有個人情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年1月7日付け広伯市第606号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第76号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和4年1月7日付け広伯市第606号の諮問事案（諮問第76号事案）

令和3年10月27日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年11月10日付け広島市指令第7号で行った保有個人情報部分開示決定に対する同月24日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消し、対象文書の一部（使用目的）を開示するよう求める。

(2) 審査請求の理由

ア 実施機関が不開示とした理由が、「開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであるため。」となっているが、請求書記載の際の筆跡や取得の際に必要な情報等書いていることから、戸籍関係証明書等の請求者が誰であるのか分かっており、個人を特定出来ていることから、前述の理由には当てはまらないと考える。使用目的内容によっては、戸籍謄本の不当請求に当たると考えている。

イ 請求人ら以外の他人が知ることのない情報を元妻が取得していた。請求人が再婚したこと、子どもがいること、そして入籍した日まで知っているということ。

入籍した日まで知っているとのことなので、請求人に関する戸籍情報の取得しかないと考え、開示請求を行った。開示決定通知書によると、令和3年4月28日に戸籍関係証明書等の請求があり、戸籍情報が取得されていることに間違いはない。一部開示されていない部分もあるが、戸籍関係証明書等の請求書記入の際の筆跡及び本籍地の記入があることから戸籍関係証明書等の

請求者は元妻であると考えている。その場合、個人の特定も出来ていることから、非開示である理由に納得がいかない。

ウ 戸籍情報を取得する理由が不明確であり、何に使ったのか、どこに提出されているのか、請求人らの個人情報などがどのように扱われているのか不安でならない。個人情報漏えい問題にもつながるおそれもあると考えている。

エ 請求人の戸籍に関する個人情報を無断で取得しなければならない、その理由を明確にしてほしい。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

令和3年11月10日付け広島市指令第7号で開示しなかった情報（使用目的）は、戸籍関係証明書等の請求者によっては記入不要の項目である。今回、開示対象となった戸籍関係証明書等請求書において、使用目的の開示を行うと、開示請求者以外の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することとなるものを含む。）に該当すると考えられるため、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）第11条第2号により不開示とすることが適当であると判断したものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件部分開示決定における不開示情報について

本件開示請求に対して実施機関が開示しないこととした情報は、戸籍関係証明書等の請求書のうち、請求者、必要な人との関係、必要な人の氏名・生年月日及び使用目的である。このうち、請求人は審査請求書において、使用目的（以下「本件不開示情報」という。）の開示を求めていることから、以下、本件不開示情報の不開示の妥当性について検討する。

(2) 条例第11条第2号の規定について

条例第11条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、同条第2号は、不開示情報として、「開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを

含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、条例第11条第2号ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

- ア 法令の規定により開示請求者が閲覧することができることとされている情報
- イ 開示することについて、当該個人が同意していると認められる情報
- ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- エ 当該個人が公務員等(中略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 条例第11条第2号の該当性について

ア 本件不開示情報は、戸籍関係証明書等の請求書の「使用目的は何ですか。」欄(以下「本欄」という。)の使用目的であるが、本欄の説明文には「使用目的、提出先を具体的に書いてください。※印がある証明書等の請求について、戸籍に記載されている人又はその配偶者及び直系の尊属・卑属(父母、祖父母、子、孫など)に当たる人は記入不要です。」と記載されている。なお、戸籍は「※印がある証明書等」の一つである。

イ このため、本欄には使用目的及び提出先が記載されている場合とされていない場合があることになるが、本欄の記載内容を公にすると、前者の場合はその内容から誰が請求を行ったかが分かり、後者の場合は戸籍に記載されている人等が請求を行ったことが分かることになる。

ウ 以上のことから、本件不開示情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当することから、条例第11条第2号に該当すると認められる。

エ なお、請求人は、請求書記載の際の筆跡や取得の際に必要な情報等を書いていることから、戸籍関係証明書等の請求者が誰であるのか分かっており、個人を特定できているため、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることを理由として不開示とすることは妥当でない旨主張しているが、仮に、請求人の個人的事情により、筆跡等から請求者を特定し得るとしても、審査会の判断を左右するものではない。

オ その他、条例第11条第2号ただし書に該当する事情はうかがわれない。

(4) 結論

以上のとおり、本件不開示情報は条例第11条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、実施機関が本件開示請求について行った本件部分開示決定は妥当である。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 4 . 1 . 1 1	広伯市第 6 0 6 号の諮問を受理 (諮問第 7 6 号で受理)
R 4 . 1 . 1 4 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
R 4 . 2 . 1 8 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 4 . 3 . 1 8 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学教授
濱 野 滝 衣	弁護士